

# これだけは知っておきたい女性の人権

正しく知ることが相手を思いやることにつながります



一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

～ よく生き合おう ～

## 日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

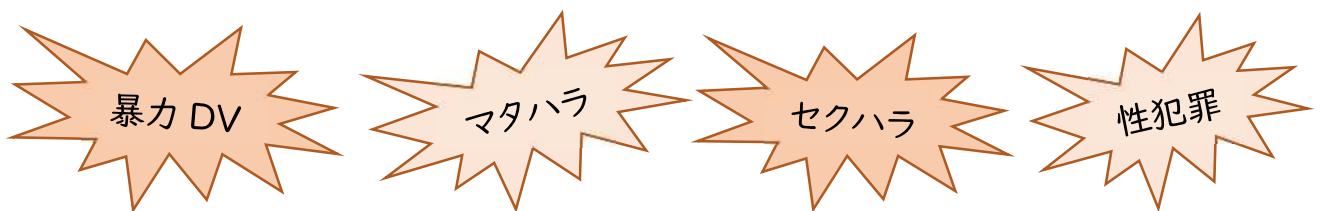
第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

# 女性の人権について正しく知りましょう

## ◇ 男女共同参画に関わるこれまでの動き

年	岐阜市	国
1979(昭和 54)	市民部市民生活課に婦人問題担当窓口設置	
1985(昭和 60)	「第 1 回女性フェスティバル」開催	「男女雇用機会均等法」公布「女性差別撤廃条約」批准
1993(平成 5)	市民部に女性政策室を設置	
1995(平成 7)	岐阜市女性行動計画「ぎふし未来スケッチ」(10 年計画)策定	
1996(平成 8)	総合企画部に男女共同参画室を設置	
1997(平成 9)		「男女雇用機会均等法」改正公布
1998(平成 10)	「第 9 回女性問題全国都市会議」を岐阜市で開催	
1999(平成 11)		「男女共同参画社会基本法」成立 男女平等の原則が確立
2000(平成 12)		「男女共同参画基本計画」策定
2001(平成 13)		「DV 防止法」公布
2002(平成 14)	岐阜市女性センター開館「岐阜市男女共同参画推進条例」公布	
2004(平成 16)	「岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふし未来スケッチ II」(5 年計画)策定	「DV 防止法」改正公布
2005(平成 17)		「第 2 次男女共同参画基本計画」決定
2009(平成 21)		「第 2 次岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふし未来スケッチ III」(9 年計画)策定
2010(平成 22)		「第 3 次男女共同参画基本計画」決定
2015(平成 27)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)公布 「第 4 次男女共同参画基本計画」決定
2017(平成 29)	岐阜市男女共同参画優良事業者シンボルマーク作成	
2018(平成 30)		「第 3 次岐阜市男女共同参画基本計画ぎふし未来スケッチ IV」(10 年計画)策定
2020(令和 2)		「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定～すべての女性が輝く令和の社会へ～
2022(令和 4) 7 月 8 日		女性活躍推進法に関する制度改正 情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するとともに、常時雇用する労働者が 301 人以上の一般事業主に対して、当該項目の公表が義務づけられることとなりました

## ◇ 重大な女性の人権侵害



性犯罪等の女性に対する暴力、パートナーからの暴力(DV=ドメスティック・バイオレンス)、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやいわゆるマタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱い等の問題も女性の人権に関する重大な問題の一つです。

法律が充実してきているものの、女性が被害を訴えにくい場合もあるため、このような問題を見えにくくしています。そうさせないためにも周囲の人の理解と協力が重要です。

身体的暴力	● なくる、ける、首をしめる、物を投げつける、刃物をつきつけるなど
精神的暴力	● 大声でののしる、おどす、無視をする、人前で侮辱するなど恥をかかせる、子どもに危害を加えると脅すなど
性的暴力	● 望まないセックスを強要、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せるなど
経済的暴力	● 生活費を渡さない、お金を取り上げ金銭的自由を与えないなど
社会的暴力	● 実家や友人との付き合いを制限する、行動を監視する、携帯電話をチェックするなど

DV の種類

## ◇ 根強く残る男女の固定的役割分担意識と偏見



例えば「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々の男女差別を生む原因となっています。

さらに、日本社会における長時間労働、職住分離などによって、仕事と家事、育児や介護の両立がいまだに難しいため、結果的に女性の社会進出が妨げられている部分もあります。



# ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは…仕事と生活の調和。男女が人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動を自らの希望に沿って展開できる状態

## ◇ 性別にとらわれない、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて

最近では、法的整備も進み、育児休業制度の充実や介護休業制度の導入、学校における男女混合名簿の利用など、さまざまな面で制度等の見直しが進められています。また、働く場をはじめとする社会でも、男女共同参画の様々な取り組みが進められています。(内閣府男女共同参画局 HP 参照)



一人ひとりが、自らのライフスタイルをみつめ直し、男性も女性も性別にとらわれずに多様な人生を選択できる社会を実現するため、努力していくことが必要です。

少子化や高齢化など、いくつもの課題の解決に向け、男女が対等のパートナーとして、お互いに知恵を出し合うとともに責任を分かち合える社会の早期実現が求められています。



育児休業制度の充実



介護休業制度の導入



ワーク・ライフ・バランス



時間外労働の削減

## ◆女性

- ・法務局 女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ・岐阜県女性相談センター 058-213-2131

## ◆DV(配偶者等からの家庭内暴力)

- ・岐阜市子ども支援課DV相談専用 058-269-1488

## ◆人権全般

- ・法務局 全国共通相談 0570-003-110
- ・岐阜地方法務局人権擁護課 058-245-3181
- ・岐阜市人権啓発センター 058-214-6119



**緊急を要する場合は110番通報を** 虐待通報は私たちの義務です。通報者の秘密は守られます。

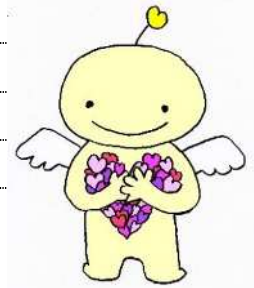
## 「女性に対する暴力根絶の相談窓口一覧」内閣府男女共同参画局のHPより(抜粋)

- ・性犯罪・性暴力、AV出演被害について #8891(全国共通番号)

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」

「ぎふ性暴力被害者支援センター」相談電話番号: 058-215-8349

相談受付日時	電話・メール・SNS相談(24時間365日受付)
面接相談(予約制)	月~金 10:00~16:00(祝日、年末年始を除く)
メール	HP内の相談フォームから送信
SNS	HP内の二次元コードからLINE友だち登録



- ・DVについて

DV相談、デートDVについて #8008(はれれば)

DV相談プラス 0120-279-889(つなぐ・はやく)

配偶者暴力相談支援センター:岐阜県女性相談センター 058-213-2131

電話相談 受付時間	毎日 9:00~24:00 ※平日 18時から 24時および土曜日・日曜日・祝日、年末年始はDV相談のみ受付。 ※メールによる相談は受け付けていません。
面接相談 受付時間	9:00~17:00 ※年末年始を除く 来所される場合は事前に電話にてご予約ください。

- ・セクハラについて「厚生労働省委託事業 ハラスメント悩み相談室」 0120-714-864

電話対応時間	月曜日~金曜日 17:00~22:00、土・日曜日 10:00~17:00 祝日及び年末年始を除く。
メール相談	24時間受付・72時間以内に返信予定
SNS相談	24時間受付・48時間以内に返信予定

- ・ストーカー、「JKビジネス」について(警察相談専用電話) #9110

発信場所を管轄する都道府県警察の本部の総合窓口につながります。

- ・デートレイプドラックについて(性犯罪被害相談電話共通番号:警察) #8103